

中国会計・税務実務ニュースレター

今回のテーマ： 香港の法人税の申告及び納税

今回は、香港の法人税の申告及び納税について説明します。

1. 申告及び納税方法

香港では毎年4月上旬に香港税務局より各法人に対して法人税申告書が送付されます。法人は原則として、法人税申告書の発行日から1ヵ月以内（※1）に課税年度（4月~翌3月（※2））中に終了する会計年度の法人税申告書を作成の上、香港の会計監査人による監査報告書を添付した決算書とともに、税金計算書その他必要書類を税務局に申告する必要があります。

その後、税務局より法人に対し、納付税額に関する賦課通知書（※3）が郵送されますので、法人は通知書記載の税額を期限内に納税する必要があります。香港では次年度分の予定納税も同時に行いますので、初回納税時には、2年分の税額を納税しなければならないイメージとなります。

※1 税務局への申請を行うことで、12月決算の法人は8月中旬、1月~3月決算の法人は11月中旬頃まで申告期限の延長がされます。

※2 決算月（=課税期間）は会社が自由に決定できますが、一度決定すると税務局に相当の理由があると認められない限り変更できません。

※3 監査報告書と併せて提出する税額計算書は参考程度の位置づけであり、最終的な税額は税務当局が決定します。

2. 法人税の概要

香港の法人税の概要は以下の通りです。

税率	16.5%
納税義務者	香港で事業所得を得る法人
課税対象	香港内源泉所得

3. 主な調整項目、日本との相違点

香港でも、日本同様、会計上の利益に、税務調整を行い計算した所得の金額に上記税率を乗じて法人税を計算しますが、主な調整項目や日本との相違点には以下のようなものがあります。

調整項目	内 容
減価償却費	・ 機械設備の取得価額に適用される初年度 60%の特別償却 ・ コンピュータ等の特定有形固定資産の取得価額に適用される 100%一括償却
キャピタルゲイン・ロス、受取配当金、銀行利子等	非課税
オフショア所得・損失	非課税
接待交際費	課税所得を獲得するための支出であれば全額損金算入
繰越欠損金	無期限繰越可能

※税務調整は、会計監査人による事実確認に基づいて行われますので、監査報告書のドラフトを受領する際には、調整項目の確認をお勧めします。



Grant Thornton

An instinct for growth™

お見逃しなく！

前年度が赤字決算の法人等は次年度以降、法人税申告書が発行されない場合がありますが、香港法人は法令により、毎年会計監査人による会計監査を受ける義務がありますので、注意が必要です。

また、申告期限は税務局への申請により延長できます。期限後の申告は罰金等の処分の対象となる可能性がありますので、ご注意ください。